

平成29年第4回東浦町議会定例会議案(追加分)

平成29年12月7日提出

## 目 次

議案第39号	東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	1
議案第40号	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	13
議案第41号	東浦町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について	15
議案第42号	東浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	18
議案第43号	平成29年度東浦町一般会計補正予算（第6号）	別添
議案第44号	平成29年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第45号	平成29年度東浦町水道事業会計補正予算（第2号）	別添

議案第 39 号

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 85、12 月に支給する場合においては 100 分の 95</u> を乗</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 85</u> を乗じて得た額の総額</p>

じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当 該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100</u> <u>分の40、12月に支給する場合におい</u> <u>ては100分の45</u> を乗じて得た額の総 額 3から5まで 略	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当 該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の40</u> を乗じて得た額の総額 3から5まで 略
--	---

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表 (一)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	

23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	

61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900		
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200		
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600		
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900		
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200		
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400		
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600		
94		294,400	342,200				
95		294,800	342,700				
96		295,200	343,100				
97		295,400	343,200				
98		295,700	343,700				

99		296,100	344,100						
100		296,500	344,400						
101		296,700	344,700						
102		297,000	345,100						
103		297,400	345,500						
104		297,700	345,900						
105		297,900	346,400						
106		298,200	346,800						
107		298,600	347,200						
108		298,900	347,600						
109		299,100	348,100						
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							
115		300,900							
116		301,300							
117		301,500							
118		301,700							
119		302,000							
120		302,300							
121		302,700							
122		302,900							
123		303,200							
124		303,500							
125		303,800							
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円

以外の職員	1	128,900	180,300	202,000
	2	129,800	181,800	203,400
	3	130,800	183,300	204,800
	4	131,700	184,800	206,100
	5	132,700	186,100	207,400
	6	133,700	187,600	208,800
	7	134,700	189,000	210,200
	8	135,700	190,300	211,600
	9	136,500	191,700	213,000
	10	137,500	192,900	214,600
	11	138,500	194,200	216,200
	12	139,600	195,300	217,600
	13	140,400	196,500	218,900
	14	141,400	197,600	220,400
	15	142,400	198,700	221,900
	16	143,400	199,800	223,200
	17	144,500	200,900	224,100
	18	145,700	202,000	224,900
	19	146,900	203,000	225,800
	20	148,100	204,000	226,800
	21	149,200	205,000	227,700
	22	150,400	206,100	229,200
	23	151,600	207,200	230,500
	24	152,800	208,200	231,600
	25	154,000	209,100	233,100
	26	155,500	210,000	234,400
	27	157,000	210,700	235,700
	28	158,500	211,600	237,000
	29	159,900	212,500	238,000
	30	161,400	213,700	239,200
	31	162,900	214,700	240,500
	32	164,400	215,600	241,700
	33	165,900	216,300	242,800
	34	167,700	217,500	244,100
	35	169,500	218,600	245,200
	36	171,300	219,800	246,400
	37	173,100	220,500	247,700
	38	174,800	221,700	248,900



39	176,500	222,900	250,200
40	178,200	224,000	251,500
41	179,800	224,900	252,500
42	181,200	226,100	253,800
43	182,600	227,100	254,900
44	184,000	228,200	256,200
45	185,500	229,300	257,100
46	186,900	230,400	258,200
47	188,300	231,500	259,400
48	189,700	232,500	260,400
49	191,000	233,500	261,600
50	192,200	234,600	262,800
51	193,300	235,700	264,000
52	194,500	236,900	264,900
53	195,600	238,000	265,900
54	196,700	239,000	267,000
55	197,800	239,900	268,200
56	198,900	240,700	269,400
57	200,000	241,600	270,200
58	201,000	242,600	271,200
59	202,000	243,600	272,300
60	203,000	244,500	273,300
61	204,100	245,400	274,400
62	205,000	246,300	275,500
63	205,900	247,200	276,300
64	206,800	248,100	277,400
65	207,500	248,900	278,200
66	208,300	249,700	279,000
67	209,000	250,500	279,800
68	209,800	251,200	280,600
69	210,200	252,000	281,300
70	210,800	252,600	282,100
71	211,100	253,000	282,900
72	211,700	253,400	283,600
73	211,900	253,600	284,400
74	212,500	254,000	285,100
75	213,000	254,500	285,900
76	213,800	255,000	286,700

77	214,000	255,400	287,300
78	214,700	255,800	287,800
79	215,200	256,300	288,300
80	215,800	256,800	288,700
81	216,500	257,100	289,100
82	217,000	257,400	289,500
83	217,600	257,700	290,000
84	218,300	258,000	290,500
85	218,900	258,200	290,900
86	219,400	258,400	291,500
87	219,900	258,700	292,100
88	220,600	259,000	292,700
89	221,100	259,200	293,000
90	221,700	259,400	293,500
91	222,300	259,800	294,000
92	222,800	260,000	294,400
93	223,200	260,300	294,800
94	223,700	260,700	295,300
95	224,200	261,000	295,800
96	224,700	261,300	296,300
97	225,200	261,500	296,600
98	225,700	261,800	297,000
99	226,200	262,000	297,500
100	226,700	262,300	298,000
101	227,100	262,600	298,400
102	227,600	262,800	298,800
103	228,200	263,100	299,100
104	228,800	263,400	299,400
105	229,200	263,600	299,700
106	229,700	263,800	300,100
107	230,000	264,100	300,500
108	230,400	264,300	300,900
109	230,600	264,600	301,200
110	231,000	264,900	301,600
111	231,500	265,200	302,000
112	232,000	265,400	302,300
113	232,200	265,600	302,500
114	232,700	265,900	302,800

115	233,200	266,100	303,100
116	233,700	266,300	303,300
117	234,000	266,600	303,500
118	234,400	266,900	303,800
119	234,800	267,200	304,100
120	235,200	267,500	304,300
121	235,600	267,600	304,500
122		267,900	304,800
123		268,200	305,100
124		268,500	305,300
125		268,600	305,500
126		268,900	305,800
127		269,200	306,100
128		269,500	306,300
129		269,600	306,500
130		269,900	306,800
131		270,200	307,100
132		270,500	307,300
133		270,600	307,500
134		270,900	
135		271,200	
136		271,500	
137		271,600	
再任用職員	193,200	204,300	222,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東浦町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）

1	373,000	1	372,000
2	421,000	2	420,000
3から7まで 略		3から7まで 略	
2から5まで 略 (給与条例の適用除外等)		2から5まで 略 (給与条例の適用除外等)	
第9条 略		第9条 略	
2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。		2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。	
3及び4 略		3及び4 略	

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 東浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第18条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外	(勤勉手当) 第18条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外

<p>の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 90</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 42.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで 略</p>	<p>の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 85、12 月に支給する場合には 100 分の 95</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 40、12 月に支給する場合には 100 分の 45</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで 略</p>
---	---

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 4 条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第</p>

<p>2項中「<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3及び4 略</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東浦町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

職員の給与を改めるため提案するものである。

議案第 40 号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 41 年東浦町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 155」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 155」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>

第 2 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準</p>

<p>日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

議会の議員の期末手当の額を改めるため提案するものである。



議案第 41 号

東浦町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

東浦町職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の退職手当に関する条例(昭和 45 年東浦町条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の項を改正後の欄の項に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 から 5 まで 略</p> <p>6 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 57 年東浦町条例第 9 号。以下「条例第 9 号」という。)附則第 4 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100 分の 83.7</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第 8 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第 6 項」とする。</p> <p>7 から 11 まで 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 5 まで 略</p> <p>6 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 57 年東浦町条例第 9 号。以下「条例第 9 号」という。)附則第 4 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100 分の 87</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第 8 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第 6 項」とする。</p> <p>7 から 11 まで 略</p>

(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 57 年東浦町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の項を改正後の欄の項に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで 略</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで 略</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p>

<p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の83.7</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>5から8まで 略</p>	<p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>5から8まで 略</p>
---	---

第3条 東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年東浦町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の項を改正後の欄の項に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の東浦町職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の東浦町職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第8条及び附則第6項から第8項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の東浦町職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の東浦町職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第8条及び附則第6項から第8項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合</p>

により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第8条から第8条の5まで並びに附則第6項から第8項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3から11まで 略

により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第8条から第8条の5まで並びに附則第6項から第8項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3から11まで 略

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

提案理由

職員の退職手当を改めるため提案するものである。

議案第 42 号

東浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和 61 年東浦町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 155」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 175」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 155」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 170」とする。</p>

第 2 条 東浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）</p>

<p>における給料月額に、当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>における給料月額に、当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の東浦町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の職員で常勤のものものの期末手当の額を改めるため提案するものである。